

広島県教育委員会訓令第4号

県立学校

県立学校職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

県立学校職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令

県立学校職員の勤務時間に関する訓令（昭和三十年広島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>県立学校に勤務する職員（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）第一条に規定する短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の勤務時間については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第三条第二項の規定にかかわらず、学校の種類並びにその教育計画等の特殊の必要に応じ、任命権者が行う勤務時間の割振りは、校長がこれを定めるものとする。</p>	<p>県立学校に勤務する職員の勤務時間については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第三条第二項の規定にかかわらず、学校の種類並びにその教育計画等の特殊の必要に応じ、任命権者が行う勤務時間の割振りは、校長がこれを定めるものとする。</p>

附則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。